

御中

## 解体工事業の経過措置期間終了に伴う変更届の提出について

とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなす経過措置が、令和3年3月31日に終了します。

貴社（貴殿）は現在、経過措置の対象である下記の技術者を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けていますので、経過措置期間の終了までに技術者要件を備え、かつ2週間以内に、県へ有資格区分の変更の届出が必要です。有資格区分変更の届出がない場合、解体工事業の許可取り消し処分となりますのでご注意ください。

記

【対象技術者】

※対象技術者が複数いる場合、すべての技術者について変更が必要です。

【有資格区分】

※1C や 1D など、アルファベットが含まれた資格区分が届出の対象です。

【技術者要件】 ①登録解体工事講習の受講

②解体工事業の実務経験（1年以上）

※対象技術者が、①又は②のいずれかを満たす必要があります。

①登録解体工事講習の受講 については、実施団体にご確認ください。

・公益社団法人 全国解体工事業団体連合会 <https://www.zenkaikouren.or.jp/>

・一般財団法人 全国建設研修センター <http://www.jctc.jp/>（2月～オンライン講習実施）

【提出書類】

- ・専任技術者証明書（様式第8号、届出の区分「2 変更」）
- ・資格証明書等（実務経験による場合は実務経験証明書）
- ・常勤性を証する書類（健康保険者証の写し等）
- ・登録解体工事講習修了証【※技術者要件①の場合】
- ・実務経験証明書（解体工事業の実務1年以上）【※技術者要件②の場合】

※注意※建設機械施工管理技士、解体工事以外の実務経験による技術者の方について、経過措置期間終了後は解体工事業の技術者と認められませんので、登録解体工事講習を受講しても技術者要件は満たしません。  
新たに土木・建築施工管理技士等の資格取得又は解体工事業の実務経験が必要です。

申請等のお問い合わせは、県北建設事務所（電話 024-521-2498）までお願いします。

なお、既に変更届の提出を済ませている方は、この通知による届出は不要ですので、この通知はなかったものとして処理してください。